

## 応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針（案）

応急仮設住宅については、震災発生直後の3月14日に国土交通大臣から（社）住宅生産団体連合会に対し概ね2ヶ月で少なくとも3万戸程度の供給ができるよう要請したところである。

その後、被災各県から逐次応急仮設住宅の必要戸数が示され、4月4日現在、合計62,290戸の要請が行われ、既に70地区において6,282戸が着工済み又は着工予定となっている。

最終的な応急仮設住宅の必要戸数は現時点では未だ確定していないが、すでに、阪神・淡路大震災（概ね7ヶ月で48,300戸を供給）を上回る住宅が必要とされている。

このため、今後、被災者の生活を一日も早く安定させるため、以下により取組みを進め、応急仮設住宅の供給の促進を図っていくこととする。

1. 応急仮設住宅の供給については、被災各県による用地確保の支援などを通じて概ね2ヶ月で少なくとも3万戸の供給を行うとともに、被災各県の要請に応えられるよう、その後の3ヶ月で3万戸程度の供給を行えるよう準備を進め、被災各県の要請に応じ、柔軟な対応を図る。
2. 応急仮設住宅のさらなる供給を促進するため、（社）住宅生産団体連合会に対し、協力を要請するとともに、特に被災地域の復興支援・雇用創出の観点も踏まえ、地域の工務店などの建設業者などによる応急仮設住宅の供給を促進する各県の取組を支援する。このため、特に、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用できるよう支援する。
3. 輸入住宅等についても活用を図るため、標準的な規格・仕様を満たす住宅を生産する能力があり、建設及びアフターサービスが整っている事業者を活用できるよう、各県における事業者登録等の取組みを支援する。

4. 応急仮設住宅の建設用地を確保するため、国有地や国の機関が保有している用地等を積極的に活用することとし、被災各県に情報提供を行い、用地確保を支援する。

併せて、必要に応じ、民間企業が所有している土地や農地を活用することとし、各県に対し、必要な助言等を行う。

5. 被災地域における雇用の創出の観点も踏まえ、応急仮設住宅の建設に当たっては、地域の労働力を最大限活用することとし、応急仮設住宅の供給を行う事業者に対し要請する。

6. 被災者の当面の住居の確保を図るため、応急仮設住宅の供給と併せ、公営住宅やUR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の空家の活用を図ることとし、各県及び被災者に対し、情報の一元的な提供を行う。

併せて、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として活用できるよう、関係団体の協力を得て、各県に対する情報提供等を行う。

7. 応急仮設住宅の入居については、被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるよう配慮するものとする。

このため、入居者選定に当たる地方公共団体に対し、必要な助言を行うなど積極的に協力する。

併せて、一定規模以上の応急仮設住宅の建設に際しては、集会所などコミュニティに必要な施設を併設するなど、きめ細かい取組みが行われるよう各県を支援する。

8. 地震の発生に伴い、一部の住宅関連資材の工場が被災したことや資材輸送が滞っていること、計画停電により工場生産に一部混乱を生じていることなどから、住宅関連資材の供給不足が懸念されている。

応急仮設住宅の供給に必要な資材の確保に支障が生じないように、関係省庁が連携して取り組むとともに、全国的な資材需給の逼迫に対応するため、対策を進める。

9. 被災者の当面の居住対策と併せて、恒久的な住宅対策を進めることとし、必要に応じ、災害公営住宅の建設等に着手できるよう、被災地域の地方公共団体との調整を進める。